

鳥獣の保護管理の体制に関する記述の主な論点

1. 基本指針における主な記述箇所

- ・ 現行基本指針の中では、鳥獣保護管理の体制整備についての論点は、「関係主体の役割の明確化と連携」「科学的で計画的な鳥獣の保護・管理の実施」「人材の育成と配置」「情報の整備」等を包含する、非常に広い意味で用いられている。それぞれ、大きな項目でまとまりで記述されている。
- ・ また、Ⅲ第八には、法に位置づけられた項目として「鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項」が記述されている。ここには、鳥獣保護管理員、鳥獣保護センター等、人的配置・拠点の整備の考え方について言及されている。
- ・ 一方、上記と同様の趣旨の記述は、基本指針全体を通じて、個別制度の記述に繰り返し言及されており、内容に重複が見られる。

2. 鳥獣の保護管理の体制に関する記述の主な論点

(1) 重複箇所の形式的な修正

体制の整備に関して、その概要と各主体の役割については、新構成案「Ⅰ第2 関係主体の役割の明確化と連携」に、科学的で計画的な鳥獣の保護・管理の実施については新構成案「Ⅰ第3 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施」に、人材の育成と配置については新構成案「Ⅰ第五 人材の育成・確保」に、また、情報の基盤整備等についての主なポイントは、「Ⅲ第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項」に、それぞれ記述をまとめる。

(2) 記述の主な論点

- ・ 鳥獣保護センターの位置づけは、傷病鳥獣の救護にとどまらず、科学的・計画的な鳥獣保護・管理の拠点として位置づけがなされるよう、記述の方向性を検討する。